

第 7 回

岩手中部水道企業団議会臨時会

会 議 録

平成 28 年 4 月 26 日 開 会

平成 28 年 4 月 26 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第7回岩手中部水道企業団議会臨時会会議録

1 開会 平成28年4月26日 (火曜日) 午後4時01分

2 閉会 平成28年4月26日 (火曜日) 午後4時25分

3 議事日程

日時 平成28年4月26日 (火曜日) 午後4時01分開議

場所 北上市役所江釣子庁舎 議場

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 現金出納検査の報告

第7 議案第4号 岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例

第8 議案第5号 岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

第9 議案第6号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第7号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1 番	松 田	昇君	2 番	高 橋	修君
3 番	菊 池	勝君	4 番	平 野	明 紀君
5 番	若 柳	良 明君	6 番	高 橋	勤君
7 番	伊 藤	源 康君	8 番	佐 藤	恵 子君
9 番	佐々木	純 子君	10 番	鷹 木	嘉 孝君
11 番	八重樫	善 勝君	12 番	武 田	勝君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

2番 高 橋 修君 3番 菊 池 勝君

8 説明のため出席した者

企 業 長 高 橋 敏 彦君

副 企 業 長（代 理） 亀 澤 健君

副 企 業 長 熊 谷 泉君

〃 及 川 義 明君

監 査 委 員 本 田 潔君

〃 戸 來 喜美雄君

局 長 菊 池 明 敏君

総 務 課 長 佐 藤 三千代君

経 営 企 画 課 長 高 橋 誠 雄君

給 配 水 課 長 高 橋 卓 也君

工 務 課 長 及 川 賀 生君

浄 水 課 長 小田島 敏 之君

9 構成市町出席者

北 上 市 生 活 環 境 部
ク リ ー ン 推 進 課 長 菊 池 保 美君

花 巻 市 市 民 生 活 部 長 細 川 祥君

紫 波 町 建 設 部 長 藤 滝 学君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記
（総務課課長補佐兼総務係長） 久保田 幸 喜君

午後 4時01分 開会

○副議長（若柳良明君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第7回岩手中部水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○副議長（若柳良明君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

北上市議会から選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○副議長（若柳良明君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法は、指名推選、投票のいずれかの方法により行います。平野議員。

○4番（平野明紀君） 指名推選がいいかと思えます。

○副議長（若柳良明君） ただいま、平野議員から指名推選により選出したいという御発言がございましたが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（若柳良明君） 御異議なしと認めます。

それでは、平野議員、推薦をお願いいたします。

○4番（平野明紀君） 武田勝議員を推薦いたします。

○副議長（若柳良明君） ただいま、平野議員から武田勝議員を推薦したいということですが、御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（若柳良明君） 御異議なしと認めます。

よって、武田勝議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました武田勝議員が議長におられますので、本席から会議規則第14条の規定により告知いたします。

それでは、武田勝議員の御挨拶をお願いいたします。

○議長（武田 勝君） ただいま議員各位の御推挙により、名誉ある岩手中部水道企業団議長

に就任となりました。身に余る光栄と存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いであります。もとより微力ではございますが、円滑な議会運営に努め、より開かれた議会となるよう最善の努力を尽くす所存でございます。

岩手中部水道企業団は、本年、水道ビジョンを策定し、今後の人口減に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、新たな危機管理体制の構築など多くの課題に取り組んでいかなければなりません。2市1町の給水人口22万人への将来にわたって安全・安心な水道を実現するため、執行部ともども水道議会一丸となって努力してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（若柳良明君） それでは、暫時休憩します。

午後 4時06分 休憩

午後 4時07分 再開

○議長（武田 勝君） 再開いたします。

ここで、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第7回岩手中部水道企業団議会臨時会開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

初めに、3月27日に執行されました北上市議会議員選挙におきまして、めでたく当選されました議員の皆様へ心からお祝いを申し上げます。

また、このたび北上市議会から選出され、岩手中部水道企業団議会議員として活動をいただくことになりました皆様方、そして、ただいま臨時会において議長に選出されました武田勝議員には、今後の企業団運営に対しまして御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、水道を取り巻く環境は、人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少、施設の大量更新期の到来に伴う更新費用の増大、東日本大震災や熊本地震等大規模災害等に対応可能な危機管理体制の構築など厳しい状況下にあります。

そのような中、当企業団は、本年4月に創設3年目を迎えております。今後も本年3月に策定した水道ビジョンの推進及び水道事業マネジメントシステムによる事務事業の継続的な改善、水道広域化促進事業の実施など、さらなる経営基盤の強化を図り、より一層の健全経営を目指すとともに、地域住民への安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

結びに、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

日程第3 議席の指定

○議長（武田 勝君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により議長において指定します。

議席番号及び氏名を局長に朗読させます。局長。

○局長（菊池明敏君） 3番菊池勝議員、4番平野明紀議員、8番佐藤恵子議員、11番八重樫善勝議員、12番武田勝議員。

以上です。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

2番高橋修議員、3番菊池勝議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第6 現金出納検査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第6、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 現金出納検査の報告をいたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計、平成27年12月分から平成28年2月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はお

おむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 議案第4号 岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第4号、岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の法改正により行政処分等への不服申し立てに係る審査を行うための第三者機関の設置が義務化されたことから、これを設置するほか、所定の規定をしようとするものであります。

なお、施行日は公布の日からとし、平成28年4月1日以降に行われた行政処分及び平成28年4月1日以降にされた申請に係る不作為に係る不服申し立てについては、本条例の規定により審査をするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、岩手中部水道企業団行政不服審査法施行条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 号 岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第 8、議案第 5 号、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第 5 号、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の法改正に伴い、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例について、不服申し立て時の取り扱いを法に規定された審査請求に一元化し、法番号の改正及び文言の整備を行うほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は公布の日からとし、平成28年 4 月 1 日以降に行われた行政処分及び平成28年 4 月 1 日以降にされた申請に係る不作為に係る不服申し立てについては、本条例の規定により審査をするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 5 号、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第 9、議案第 6 号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第6号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法施行条例の規定に基づき委嘱される行政不服審査会委員が地方公務員法第3条第3項第2号に規定される特別職に該当することから、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、報酬額等を本条例で定めようとするものであります。

施行日は、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第10、議案第7号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第7号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、岩手県の人事委員会勧告に準拠し、管理職特別勤務手当の支給基準について、平日深夜の支給基準を加えようとするものであります。

なお、施行日は公布の日からとし、平成28年4月1日にさかのぼり適用するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第7回岩手中部水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会副議長 若 柳 良 明

岩手中部水道企業団議会議員 高 橋 修

岩手中部水道企業団議会議員 菊 池 勝